

北海道告示第10521号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年4月3日

北海道知事 鈴木 直道

(総務部所管分その1)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 私立小中学校等経済的支援事業費補助金 北海道内の私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校（小学部・中学部）（以下「私立小中学校等」という。）を設置している学校法人が、入学後に発生した児童生徒の保護者等の失職、倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒（義務教育学校及び特別支援学校（小学部・中学部）については、家計急変時に在学する課程を修了していない者）に対して、授業料の減免を行う事業に対し、予算の範囲内で補助する。	私立小中学校等設置者	私立小中学校等設置者が行う、入学後に発生した児童生徒の保護者等の失職、倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対して実施する、授業料減免事業に要する経費	10分の10以内	総務第2号様式 総務第6号様式 総務第7号様式 総務第8号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第2号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総務部教育・法人局学事課		
2 私立高等学校等生徒奨学事業（事務局費） 私立高等学校等生徒奨学事業に要する経費について、貸付事業の円滑な遂行を図るため、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人北海道高等学校奨学会	同会が行う生徒奨学事業に係る経費のうち知事が必要かつ適当と認めるもの	10分の10以内	総務第2号様式 総務第6号様式 総務第7号様式 総務第8号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第2号様式 総務第17号様式 総務第18号様式	提出部数 1部 提出期限 令和5年4月4日 提出先 総務部教育・法人局学事課		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>3 私立高等学校等就学支援事業（事務費） 私立高等学校等の設置者（以下「学校設置者」という。）が、高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、高等学校等就学支援金（以下この項において「就学支援金」という。）に関して行う事務の執行に要する費用に充てることにより、事務の円滑な実施に資することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>就学支援金に関する事務を行う学校設置者</p>	<p>就学支援金に関する事務の執行に要する経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 旅費</li> <li>2 消耗品費</li> <li>3 印刷製本費</li> <li>4 通信運搬費</li> <li>5 保管料及び手数料</li> <li>6 委託料</li> <li>7 使用料及び賃借料</li> <li>8 その他、就学支援金に関する事務の執行に必要な経費として知事が認める経費</li> </ol>	<p>10分の10以内</p>	<p>総務第2号様式 総務第6号様式 総務第7号様式 総務第8号様式 総務第19号様式 別に指示する様式</p>	<p>総務第2号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総務部教育・法人局学事課</p>		
<p>4 私立学校被災生徒等修学支援事業 私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校（全日制課程に限る。）、専修学校又は各種学校を設置している者（以下「私立学校等設置者」という。）が東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故による被災地域（以下「原子力災害被災地域」という。）において被災した者のために行う授業料等軽減事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>私立学校等設置者</p>	<p>私立学校等設置者が行う、原子力災害被災地域において被災したことを起因とする事情により授業料、その他納付金及び入学金の納付が困難となった幼児、児童及び生徒に係る授業料等軽減事業に要する経費</p>	<p>幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び専修学校（高等課程） 10分の10以内 専修学校（高等課程以外）及び各種学校 3分の2以内</p>	<p>総務第2号様式 総務第6号様式 総務第7号様式 総務第8号様式 総務第19号様式 別に指示する様式</p>	<p>総務第2号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総務部教育・法人局学事課</p>		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
5 こどもの安心・安全対策緊急支援等事業費補助金 学校法人が通学・通園時における幼児・児童等の安全確保に向けた取組を強化することを目的として予算の範囲内で補助する。				総務第2号様式 総務第6号様式 総務第7号様式 総務第8号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第2号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総務部教育・法人局学事課		
(1)送迎用バスの改修支援事業  子供の送迎用バスへの安全装置の装備を支援	道内に幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。以下「幼稚園等」という。）、小学校、中学校、特別支援学校又は外国人子女の教育を目的とする各種学校を設置する学校法人	送迎用バスの改修支援事業を実施するために必要な事故防止安全管理装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用（装置の導入に伴うバスのリースや委託費の追加費用）	(1)補助率 10分の10以内  (2)補助基準額 安全装置の装備が義務化される施設は1台あたり17.5万円、安全装置の装備が義務化されない施設は1台あたり8.8万円					
(2)ICTを活用した子供の見守り支援事業  ICTを活用した子供見守りサービスなどの安全対策に資するシステム等の導入に必要な経費を支援	道内に幼稚園等、特別支援学校（幼稚部に限る）を設置する学校法人	ICTを活用した子供の見守り支援事業を実施するために必要なシステム等の導入費用、機器の購入費、リース料、工事費等	(1)補助額 5分の4以内  (2)補助基準額 1施設あたり20万円					
(3)登降園（登下校）管理システム導入支援事業  適切な登園管理を行うため、施設の安全計画等において明記された登園管理システムの導入に必要な経費を支援	道内に幼稚園等、特別支援学校（幼稚部に限る）を設置する学校法人	登降園（登下校）管理システム導入支援事業を実施するために必要なシステムの導入費用、機器の購入費、リース料、工事費等	(1)補助額 5分の4以内  (2)補助基準額 1施設あたり70万円					

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>6 北海道公立大学法人札幌医科大学施設整備等補助金</p> <p>北海道公立大学法人札幌医科大学が行う施設整備に係る工事その他の施設整備業務に要した経費に対し、本道の地域医療の確保や道民の健康の維持増進を図ることを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道公立大学法人札幌医科大学</p>	<p>事業の実施に必要な経費であって次に掲げるもの</p> <p>1 空調機等更新工事 (1) 機械装置費 (2) 委託費</p> <p>2 外壁改修等工事 (1) 構築物費 (2) 委託費</p> <p>3 電力設備等更新工事 (1) 機械装置費 (2) 委託費</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>総務第4号様式 総務第6号様式 総務第7号様式 総務第8号様式 総務第19号様式 別に指示する様式</p>	<p>総務第4号様式 総務第17号様式 総務第18号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別途指定する日 提出先 総務部教育・法人局法人団体課</p>		
<p>7 北海道公立大学法人札幌医科大学修学支援事業費補助金</p> <p>北海道公立大学法人札幌医科大学が、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下この項において「法」という。)に基づき、授業料等の減免に要する費用を負担し、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道公立大学法人札幌医科大学</p>	<p>法第8条第1項の規定に基づき減免する授業料及び入学金</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>総務第2号様式 総務第6号様式 総務第7号様式 総務第8号様式 総務第19号様式 別に指示する様式</p>	<p>総務第2号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別途指定する日 提出先 総務部教育・法人局法人団体課</p>		
<p>8 北海道公立大学法人札幌医科大学新型コロナウイルス感染症対策費補助金</p> <p>北海道公立大学法人札幌医科大学が行う新型コロナウイルス感染症対策に要する費用について、学生の修学機会の確保及び本道の地域医療の確保や道民の健康の維持増進を図ることを目的として予算の範囲内で交付する。</p>	<p>北海道公立大学法人札幌医科大学</p>	<p>補助事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げるもの。</p> <p>(1) オンライン授業実施に要する経費 (WEB会議システム利用料、著作物使用料、資料送付経費)</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症対応を行った職員に対する特殊勤務手当1日当たり3,000円(直接患者の身体に接触する職員にあっては、4,000円)の支給に要する経費</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>総務第2号様式 総務第6号様式 総務第7号様式 総務第8号様式 総務第19号様式 別に指示する様式</p>	<p>総務第2号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総務部教育・法人局法人団体課</p>		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>9 消防団等活性化対策事業 消防団員の資質の向上と士気の高揚を図るための消防団活性化事業、火災予防思想の普及を図るための民間防火組織の育成強化事業及び消防殉難者遺族の生活の向上と福祉の増進を図るための遺族相互交流事業を実施することにより、非常備分野における本道の消防力の強化と安全な地域づくりに資するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人 北海道消防協会</p>	<p>消防団活性化事業、民間防火組織育成強化事業及び消防殉難遺族の交流事業に要する次に掲げる経費のうち、知事が必要と認めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 報償費</li> <li>2 旅費</li> <li>3 需用費 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 消耗品費</li> <li>(2) 食糧費</li> <li>(3) 光熱水費</li> <li>(4) 修繕費</li> </ol> </li> <li>4 役務費 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 通信運搬費</li> <li>(2) 手数料</li> <li>(3) 保管料</li> <li>(4) 広告料</li> </ol> </li> <li>5 委託料</li> <li>6 使用料及び賃借料</li> <li>7 備品購入費</li> <li>8 負担金</li> </ol>	<p>3分の2以内</p>	<p>総務第2号様式 総務第6号様式 総務第7号様式 総務第8号様式 総務第19号様式 別に指示する様式</p>	<p>総務第2号様式 総務第17号様式 総務第18号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和5年4月21日 提出先 総務部危機対策局 危機対策課</p>		
<p>10 山岳遭難防止対策事業 山岳遭難防止の啓発及び遭難者の捜索救助体制の確立を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道山岳遭難防止対策協議会</p>	<p>各地方の山岳遭難防止対策協議会が行う山岳遭難防止の啓発のためのパトロール経費及び捜索救助体制確立のための救助経費のうち知事が必要と認める次のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 報償費</li> <li>2 需用費 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 消耗品費</li> <li>(2) 食糧費</li> <li>(3) 燃料費</li> <li>(4) 修繕費</li> </ol> </li> <li>3 役務費 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 通信運搬費</li> <li>(2) 手数料</li> <li>(3) 保険料</li> </ol> </li> <li>4 使用料</li> <li>5 備品購入費</li> <li>6 活動負担費</li> </ol>	<p>定額</p>	<p>総務第2号様式 総務第6号様式 総務第7号様式 総務第8号様式 総務第19号様式</p>	<p>総務第2号様式 総務第17号様式 総務第18号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和5年4月28日 提出先 総務部危機対策局 危機対策課</p>		

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>11 原子力防災対策費補助金 福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、関係自治体を実施する原子力防災対策事業に対し、その充実、強化を図ることを目的として、予算の範囲内において補助する。</p>	<p>寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、小樽市、島牧村、黒松内町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町</p>	<p>1 原子力防災対策事業 広報調査、原子力防災計画策定、原子力防災訓練及び連絡調整に要する次に掲げる経費 報酬、共済費、賃金、報償費、普通旅費、費用弁償、需用費、食糧費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、その他後志総合振興局長が特に必要と認めた経費</p> <p>2 緊急時安全対策事業 防災活動資機材等整備事業及び基金造成事業に要する次に掲げる経費 需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、積立金、公課費、その他後志総合振興局長が特に必要と認めた経費</p>	<p>定額</p>	<p>総務第2号様式 総務第4号様式 (補助対象経費に備品購入費を含む場合に限る。) 総務第5号様式 (補助対象経費に工事請負費を含む場合に限る。) 総務第6号様式 総務第7号様式 総務第8号様式 別に指示する書類</p>	<p>総務第2号様式 総務第4号様式 (補助対象経費に備品購入費を含む場合に限る。) 総務第5号様式 (補助対象経費に工事請負費を含む場合に限る。) 総務第7号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和5年5月31日 提出先 後志総合振興局地域創生部地域政策課</p>	<p>後志総合振興局長</p>	
<p>12 広報・調査等交付金事業 原子力発電施設等の周辺住民に対する原子力発電に関する知識の普及や周辺住民に及ぼす影響に関する調査等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>原子力発電施設等の周辺の地域の住民に対する原子力発電に関する知識の普及、原子力発電施設等がこれらの周辺の地域の住民に及ぼす影響に関する調査並びにこれらの施設の設置及び当該設置をした施設がその周辺の地域の住民の生活に及ぼす影響に関して行われる連絡調整に関する業務に要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>総務第2号様式 総務第6号様式 総務第7号様式 総務第8号様式 別に指示する書類</p>	<p>総務第2号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する書類</p>	<p>提出部数 3部 提出期限 別に指示する日 提出先 後志総合振興局地域創生部地域政策課</p>	<p>後志総合振興局長</p>	

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>13 北海道原子力災害対策事業費補助金 原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定。以下「指針」という。）に定める施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に備え、病院や介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等が一時的に退避する施設等の放射線防護対策に要する経費を補助する。</p>	<p>指針に定める原子力災害対策重点区域内に所在する屋内退避施設を所有する市町村及び民間団体並びに現地災害対策拠点施設を所有する市町村</p>	<p>屋内退避施設等に対する放射線防護対策の強化に係る次の事業に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力発電施設の周囲概ね5キロメートルから10キロメートルの区域内に所在する、屋内退避施設に対する放射線防護対策の強化に係る事業</li> <li>2 原子力発電施設の周囲概ね10キロメートルの区域内に所在する、現地災害対策拠点施設に対する放射線防護対策の強化に係る事業</li> <li>3 原子力発電施設の周囲概ね30キロメートルの区域内で、地理的条件により災害が発生した場合において住民が孤立するおそれのある地域に所在する屋内退避施設に対する放射線防護対策の強化に係る事業</li> <li>4 原子力発電施設の周囲概ね30キロメートルの区域内に所在する放射線防護対策の強化を行った又は行う施設（第2号を除く。）において、屋内退避の実施に必要となる資機材の整備及び物資の備蓄に係る事業</li> <li>5 緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設の拠点施設としての機能の強化に係る事業</li> <li>6 原子力発電施設の周囲概ね30キロメートルの区域内に所在する放射線防護対策の強化に係る事業を実施した施設及び第5号に該当する事業を実施した施設において、事業の効果を維持する上で必要となる施設の点検、修繕等に係る事業</li> <li>7 その他知事が必要と認める放射線防護対策の強化に係る事業</li> </ol>	<p>10分の10以内</p>	<p>総務第2号様式（補助対象経費第6号に規定する事業の場合） 総務第4号様式（補助対象経費第1号から第5号及び第7号に規定する事業の場合） 総務第6号様式 総務第7号様式 総務第8号様式 総務第19号様式（申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式</p>	<p>総務第2号様式（補助対象経費第6号に規定する事業の場合） 総務第4号様式（補助対象経費第1号から第5号及び第7号に規定する事業の場合） 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総務部危機対策局 原子力安全対策課</p>		





補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>16 千島歯舞諸島居住者連盟事業            北方領土の早期返還を図るとともに千島並びに北方地域の元居住者等に対する援護等の充実を図ることに            より、北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決を促進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益社団法人千島歯舞諸島居住者連盟</p>	<p>千島歯舞諸島居住者連盟の次に掲げる事業実施に要する経費            (事業)            1 北方領土返還要求運動に関する事業            2 北方領土に関連する諸問題の解決促進に関する事業            3 北方地域元居住者等の援護対策の推進に関する事業            4 千島会館の管理運営に関する事業            (経費)            1 給料、職員手当等            2 共済費、退職共済費            3 賃金            4 報償費            5 旅費            6 交際費            7 需用費            8 役務費            9 委託料            10 使用料及び賃借料            11 備品購入費            12 負担金、補助及び交付金            13 公課費            14 その他知事が必要かつ相当と認めるもの</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>総務第2号様式            総務第6号様式            総務第7号様式            総務第8号様式            総務第19号様式            別に指示する様式</p>	<p>総務第2号様式            総務第17号様式            総務第18号様式</p>	<p>提出部数 1部            提出期限 令和5年4月5日            提出先 総務部北方領土対策本部北方領土対策課</p>		
<p>17 北方四島交流推進事業            北方領土問題の解決に寄与することを目的に北方四島住民との交流を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益社団法人北方領土復帰期成同盟</p>	<p>北方領土復帰期成同盟が実施する北方四島交流事業に要する経費            1 給料            2 諸手当            3 共済費            4 報償費            5 旅費            6 需用費            7 役務費            8 委託料            9 使用料及び賃借料            10 その他知事が必要かつ相当と認めるもの</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>総務第2号様式            総務第6号様式            総務第7号様式            総務第8号様式            総務第19号様式            別に指示する様式</p>	<p>総務第2号様式            総務第17号様式            総務第18号様式</p>	<p>提出部数 1部            提出期限 令和5年4月5日            提出先 総務部北方領土対策本部北方領土対策課</p>		
<p>18 北方領土返還要求北海道・東北国民大会開催事業            北方領土の早期返還実現に向けての国民世論の結集と高揚を図るため、北海道と東北六県が一体となって開催する北方領土返還要求北海道・東北国民大会の開催に要する経費について、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北方領土返還要求北海道・東北国民大会実行委員会</p>	<p>北方領土返還要求北海道・東北国民大会開催に要する経費            1 報償費            2 旅費            3 需用費            4 役務費            5 委託料            6 使用料及び賃借料            7 その他知事が必要かつ相当と認めるもの</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>総務第3号様式            総務第6号様式            総務第7号様式            総務第8号様式            総務第19号様式            別に指示する様式</p>	<p>総務第3号様式            総務第17号様式            総務第18号様式</p>	<p>提出部数 1部            提出期限 別に指示する日            提出先 総務部北方領土対策本部北方領土対策課</p>		